

出題の意図

第1問（必答）は、憲法でも特に著名な判例とそれに関する理論について、基本知識を問うものである。第2問（選択問題）は、それ以外のところで、ある程度深く学習が進んでいれば対応できる問題を用意し、一方は事例問題、一方はいわゆる一行問題とし、また、第1問が人権や司法権・憲法訴訟の分野から出題されがちであることともバランスをとるように心がけ、憲法全般の学習を要求する。第2問（1）のテーマは議員定数不均衡である。

【出題の意図】

第1問

物権変動における公示の原則と公信の原則についての基本的な理解を問うものである。具体例としては、不動産における登記と動産における引渡しの比較、動産における即時取得制度と不動産取引との比較などが考えられる。

第2問

改正民法における種類物の契約不適合責任と危険の移転についての基本的理解を問うものである。

(1) については、事例に 562 条から 564 条の規定を当てはめればよく、(2) は、契約不適合がある目的物に 567 条 1 項が適用されるのかどうか、その場合の危険の移転はどうなるのかについて検討する必要がある。

【民事訴訟法】

出題の趣旨

本問は、裁判所の裁量およびその制約について理解しているかどうかを口頭弁論の分離を素材として問うものである。民事訴訟法 152 条 1 項は「裁判所は、口頭弁論の制限、分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。」と定めるが、必要的共同訴訟、同時審判の申出がある共同訴訟、請求の予備的併合の場合等、弁論の分離が許されない場合があることを、その理由とともに論ずることが期待される。そのほかにも、判例において問題となった事例等、解釈上問題となりうる例を挙げて論じられていれば、より高く評価される。

国際法

<出題意図>

修士論文作成に必要な国際法についての基礎的知識を問うものである。

【出題の趣旨】

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい（各50点）。

〔第1問〕 国等の課税主体と納税者の間の法律関係の性質について述べよ。

〔第2問〕 所得税法における収益の計上時期について述べよ。

〔第1問〕

国や地方自治体（以下、国等）という課税主体（課税権者）と納税者の間の法律関係の性質を問う出題である。

国等の法律又は条例によって課税権を付与された主体は、当該法律又は条例に基づいて、それらに定める課税要件を充足する納税者に対して課税を行うが、賦課課税方式や申告納税方式という租税債務の確定実現手続とは関係なく、その元となる租税債務がどのように生ずるかを説明する。

我が国では、第二次世界大戦後に主としてドイツ租税法学説の影響を受け、課税主体と納税者の間の法律関係の法的性質は、権力関係説と債務関係説に大別され、議論されてきた。

現状では、租税法令には、租税債務の確定実現手続とは別個のものとしての租税債務の成立には、課税権者の納税者に対する優越的・権力的地位は認められておらず、この点で、租税債務は租税法令に法定された債権（国等課税主体）債務（納税者）関係であると理解することができる。その意味では、私的自治の作用する私法上の債権債務と、私的自治の範囲が広いが、私的自治は一切認めず債権債務の成立要件は法令によって厳格に規律されるか（法定債権債務）の違いはあれ、債権債務の関係であるという点で私法上の債権債務に類似する。

〔第2問〕

所得税法と法人税法の企業会計との距離感の違いを前提とする所得税法の理解を問う出題である。

所得税法や法人税法は納税者の所得（つまり、一定期間内の純資産の増加）を課税物件としているが、その際、資産増加、負債の減少などの事象がどの年度のものであると認識するか、資産増加（負債減少）の年度帰属が問題となる。これを費用収益の計上時期、という。所得税法36条1項はこの点について、「その年において収入すべき金額・・・とする。」と定めており、その文言から収益については現金による現実の回収だけに限定してないことをうかがわせる。

所得と類似の観念として企業会計上の当期利益という観念があり、企業会計上は費用収益の計上時期として、現金主義、発生主義及び実現主義があるとされている。

企業会計では、企業の継続が同じ基準を継続して適用することを前提としてこれらの計上基準が考案されてきたが、他方、所得税法は必ずしも企業を扱っているわけではなく、利子配当や給与所得のように企業ではなく消費主体としての個人が稼得する所得も所得税の対象としている。そのような、企業についての収益計上時期と、企業ではない家計主体たる個人の収益計上時期が同じでよいかどうかを考察させる。

所得税法上の計上基準としては、収入を収受する権利が確定した時点で計上するとする、権利確定主義が、企業ではない家計主体としての個人については妥当する、と考えるべきであろう。

知的財産法

出題の意図

〔第1問〕は、著作権法の重要概念のうち、著作者とその権利帰属の在り方に関する創作者主義の内容と、そうした創作者主義の例外として定められている内容とについての基礎的な理解を問う問題である。〔第2問〕は、特許法第2条第1項第1号で規定されている発明の定義についての基礎的な理解を問う問題である。

開発 R51

出題の意図

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な大流行（パンデミック）とウクライナ危機は、2022年現在の世界が共通で直面している大きな問題であり、国際開発協力の領域も無縁ではいられない。援助の実施が難しくなるなかで、とりわけ開発途上国において大きな被害を及ぼす可能性もあることは報道でも度々報じられており、当該分野に関心のある受験生であれば、どのようなセクターの専門であったとしても当然に、この問題をめぐる情報への目配せをしていることが当然と考える。実際、こうした問題状況を考えずに研究計画を立案することすら難しい状況となってきている。本出題は、グローバルな課題に敏感にアンテナを張っているか、そこから自分なりの論点をみつけ、それを分析する視角を持ち得ているかという洞察力を測ることを意図した出題であると同時に、研究者としての最低限のリテラシーを確認する出題ともいえる。